

鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金交付要領

平成 22 年 8 月 1 日制定

(目 的)

第 1 条 この要領は、遊休農地を対象にして農業生産性の向上を図る目的で簡易な土壌条件整備事業（以下「事業」という。）を行う認定農業者、担い手農家等及びその他の生産集団（以下「農家」という。）に対し、補助金を交付することにより、遊休農地を解消し、鹿屋市農業の振興を図ることを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成 18 年鹿屋市規則第 73 号）及びこの要領の定めるところによる。

(定 義)

第 2 条 この要領において、「遊休農地」とは、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象は、鹿屋市に住所を有している農家とする。

(交付対象地域及び交付の要件)

第 4 条 交付対象地域は、鹿屋市内の土地で、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内とする。

2 交付の要件は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に交付する。

(1) 遊休農地の地目が田又は畑であること。ただし、農業委員会が特に認めた場合その限りでない。

(2) 「10 アール以上の遊休農地」又は「自作地と接する遊休農地で自作地と一体で 10 アール以上の農地」であること。

(3) 耕作することを目的に他人から農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定又は所有権移転した遊休農地であること。

(補助対象事業及び補助金の額)

第 5 条 補助金の交付対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 遊休農地を除伐・プラウ耕・ロータリー耕により耕作可能な農地にする事業とする。

(2) 自作地と一体的に整備する場合も対象とするが、自作地は交付対象に含まないものとする。

2 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 第 5 条に規定する遊休農地の解消整備に要する費用について、10 アール当りの事業費限度額を 3 万円とし、当該農地を第三者に依頼し整備する場合にあっては、事業費総額と事業費限度額のいずれか少ない額の費用の 2 分の 1 の額とする。ただし、本人自ら整備する場合は 3 分の 1 の額とする。

(2) 前項の規定による補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(3) 同一農地への補助金の交付は、1 回限りとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手前に、鹿

屋市遊休農地解消対策事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（変更・実績）書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算（精算）書（別記第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第8条 前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「事業対象者」という。）が第7条の規定による補助金交付の申請内容を変更しようとするときは、鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しその承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画（変更・実績）書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算（精算）書（別記第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の承認は、鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により、当該事業対象者に通知するものとする。

（事業の着手又は完了の報告）

第9条 事業対象者は、事業に着手したときは事業着手報告書（別記第7号様式）を、事業が完了したときは事業完了報告書（別記第7号様式）を直ちに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 事業対象者は、事業が完了したときは、鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（変更・実績）書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算（精算）書（別記第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付の確定）

第11条 市長は、前条の報告があったときは、関係書類の審査及び現地調査等を行い、事業が適性に行われたと認めたときは、鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金交付確定通知書（別記第9号様式）により事業対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 事業対象者は、前条の交付確定通知を受け、補助金の請求をしようとするときは、鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金交付請求書（別記様式第10号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると

認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第13条 市長は、事業対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金に係る交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。

(2) 当該補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他市長が指示した事項に違反する行為をしたとき。

(3) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助事業の実施について不正の行為をしたとき。

(4) 前3号に掲げるほか、この要領に違反する行為をしたとき。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金交付申請書

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名

（法人及び団体等にあつては、名称
及び代表者の氏名）

鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金交付要領第6条により鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
 - （1）事業計画（変更・実績）書（第2号様式）
 - （2）収支予算（精算）書（第3号様式）
 - （3）事業実施位置図
 - （4）利用権設定及び所有権移転契約書の写し
 - （5）事業見積書
 - （6）その他市長が必要と認める書類

事業計画（変更・実績）書

1 事業の目的

2 事業実施計画書（変更・実績）

区 分	事 業 内 容		
対象遊休農地 (地番・地目・面積)	所在地番	地目	面積
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
	計		㎡
事 業 内 容			
総 事 業 費	円		
事業着手（予定）年月日	年 月 日		
事業完成（予定）年月日	年 月 日		
そ の 他			

収支予算（精算）書

1 収入

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	備 考
市 補 助 金	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
合 計	円	円	円	

2 支出

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	備 考
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
合 計	円	円	円	

様

鹿屋市長

印

鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 総事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助対象額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |

4 交付決定に付した条件

- (1) この補助金は、目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業の実施方法は適切に行い、不正行為をしてはならない。
- (3) この補助金については、市が調査を行い、報告を徴することがある。
- (4) 上記に違反した場合は、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金変更交付申請書

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名
(法人及び団体等にあつては、名称
及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた 年度鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金の交付について、下記のとおり内容を変更したいので、鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金交付要領第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金変更交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画（変更・実績）書（第2号様式）
 - (2) 収支予算（精算）書（第3号様式）
 - (3) 事業実施位置図
 - (4) 利用権設定及び所有権移転契約書の写し
 - (5) 事業見積書
 - (6) その他市長が必要と認める書類

様

鹿屋市長

印

鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金については、申請のとおり変更することを承認し、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 総事業費	変更前 金	円
	変更後 金	円
2 補助対象額	変更前 金	円
	変更後 金	円
3 補助金交付決定額	変更前 金	円
	変更後 金	円

4 交付決定に付した条件

- (1) この補助金は、目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業の実施方法は適切に行い、不正行為をしてはならない。
- (3) この補助金については、市が調査を行い、報告を徴することがある。
- (4) 上記に違反した場合は、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名
(法人及び団体等にあつては、名称
及び代表者の氏名)

事業着手（完了）報告書

年度の鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金に係る事業について、下記のとおり着手（完了）しましたので、鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金交付要領第9条の規定により報告します。

記

補助対象事業名	
補助金交付決定日	年 月 日
事業実施箇所	
着 手 日	年 月 日
完了（予定）年月日	年 月 日

年 月 日

鹿屋市長 様

申請書 住 所
氏 名
(法人及び団体等にあつては、名称
及び代表者の氏名)

鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた 年度鹿
屋市遊休農地解消対策事業補助金に係る事業について、鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金
交付要領第 10 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 添付書類
 - (1) 事業計画（変更・実績）書
 - (2) 収支予算（精算）書
 - (3) その他必要な書類

別記第9号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

印

鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金については、下記のとおり確定したので、鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金交付要領11条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 総事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助対象額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
(法人及び団体等にあつては、名称
及び代表者の氏名)

鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定通知を受けた 年度鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金の交付について、鹿屋市遊休農地解消対策事業補助金交付要領第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金交付確定通知書の写し
- (2) その他必要な書類

口座振替申請書	
下記の口座に振り込んでください。	
金融機関	銀行・信金・相互信金・信組 農協・漁協・労金
支店名	本店・支店・出張所 本所・支所
口座振替	1 普通 2 当座 3 その他 ()
口座番号	
(ふりがな) 口座名義人	